

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格の管理 ②保険税の賦課・徴収・還付 ③保険の給付 ④保健事業 ⑤オンライン資格確認に関する業務
③システムの名称	国民健康保険システム・国民健康保険税システム、次期国保総合システム・国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、給付関係ファイル、高額該当引継情報ファイル、被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)、国民健康保険税課税業務ファイル、収納消込業務ファイル、滞納整理業務ファイル、レセプト管理ファイル、高額療養支給管理ファイル、療養費支給管理ファイル、出産育児一時金支給管理ファイル、葬祭費支給管理ファイル、不当利得管理ファイル、国保被保険者資格情報ファイル、保険証交付履歴管理ファイル、特定同一世帯所属者管理ファイル、旧被扶養者管理ファイル、非自発的失業者管理ファイル、介護適用除外管理ファイル、資格取得喪失年月日連携情報ファイル、賦課基本管理ファイル、賦課医療管理ファイル、賦課支援管理ファイル、賦課介護管理ファイル、賦課期別管理ファイル、賦課個人管理ファイル、賦課所得管理ファイル、賦課特徴該当管理ファイル、賦課世帯詳細管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 24、44、135の項 2. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 3. 住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、69、70、71、160の項 (オンライン資格確認) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部保険年金課 国民健康保険係 0968-25-7218
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーについては主に住民基本台帳からシステムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民登録外者のマイナンバー登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末や職員、照会事務の範囲を指定し、情報照会をする際は保護管理者から承認を得ることで業務上の目的以外にアクセスすることができないようにしている。また、システムへログインする際はICカードとパスワードによって行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格取得・喪失の管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保険の給付 ④保健事業	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格取得・喪失の管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保険の給付 ④保健事業 ⑤被保険者の資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務		
平成29年5月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険システム・国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム・国民健康保険税システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、統合宛名システム、中間サーバー		
平成29年5月30日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	資格・給付関係ファイル、国民健康保険税課税業務ファイル、収納消込業務ファイル、滞納整理業務ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、給付関係ファイル、高額該当引継情報ファイル、被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)、国民健康保険税課税業務ファイル、収納消込業務ファイル、滞納整理業務ファイル		
平成29年5月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年2月25日時点	平成29年5月30日時点		
平成29年5月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年2月25日時点	平成29年5月30日時点		
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年3月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略)	(略) ⑥オンライン資格確認に関する業務	事後	
令和2年3月30日	I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠	(略)	(略) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(略) 記載なし	(略) (オンライン資格確認) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	(略) 第19条第7号 (略)	(略) 第19条第8号 (略)	事後	
令和4年3月10日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成29年5月30日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和5年3月27日	I 3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (略)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (略)	事後	
令和5年3月27日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号, 別表第二の27, 28, 42, 43, 44, 45, 46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第20, 21, 25, 26条	(情報照会) ・番号利用法 第19条第8号, 別表第二の27, 42, 43, 44, 45, 46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第20, 25, 25の2, 26条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	〃	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号, 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46, 49, 53条 <p>(オンライン資格確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法 第19条第8号, 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項 別表第二省令 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 <p>(オンライン資格確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号利用法附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和5年3月27日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和5年3月27日	I 5. ②所属長の役職名	健康推進課長	保険年金課長	事後	
令和5年3月27日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 健康福祉部健康推進課	(略) 健康福祉部保険年金課	事後	
令和5年3月27日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月18日時点	令和5年3月20日時点	事後	
令和5年10月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ②保険税の賦課・徴収 (略)	(略) ②保険税の賦課・徴収・還付 (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失の管理 ②保険税の賦課・徴収・還付 ③保険の給付 ④保健事業 ⑤被保険者の資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認に関する業務</p>	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格の管理 ②保険税の賦課・徴収・還付 ③保険の給付 ④保健事業 ⑤オンライン資格確認に関する業務</p>	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	<p>、レセプト管理ファイル、高額療養支給管理ファイル、療養費支給管理ファイル、出産育児一時金支給管理ファイル、葬祭費支給管理ファイル、不当利得管理ファイル、国保被保険者資格情報ファイル、保険証交付履歴管理ファイル、特定同一世帯所属者管理ファイル、旧被扶養者管理ファイル、非自発的失業者管理ファイル、介護適用除外管理ファイル、資格取得喪失年月日連携情報ファイル、賦課基本管理ファイル、賦課医療管理ファイル、賦課支援管理ファイル、賦課介護管理ファイル、賦課期別管理ファイル、賦課個人管理ファイル、賦課所得管理ファイル、賦課特徴該当管理ファイル、賦課世帯詳細管理ファイル</p>	事前	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)番号利用法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16、24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表24、44、135の項 2. 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号利用法 第19条第8号, 別表第二の27, 42, 43, 44, 45, 46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第20, 25, 25の2, 26条 (情報提供) ・番号利用法 第19条第8号, 別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項 別表第二省令 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (略)	(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48, 69, 70, 71, 160の項 (略)	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年3月20日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和8年2月27日	I 1. ③システムの名称	(追記)	、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和8年2月27日	I3. 法令上の根拠	(追記)	3. 住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	